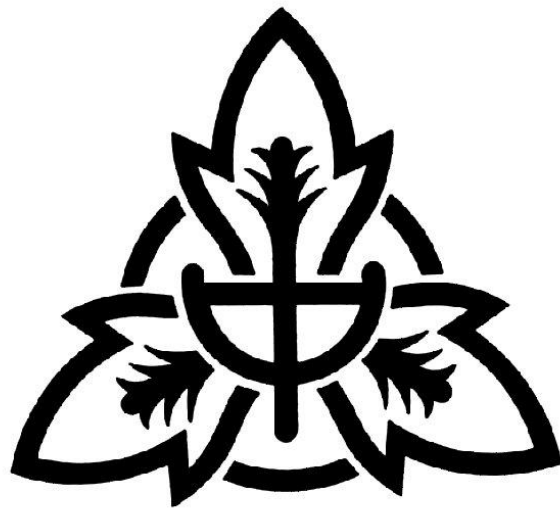
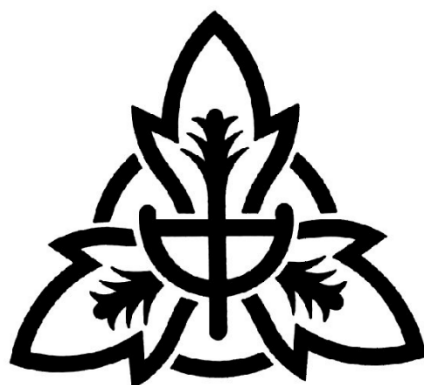


生徒証明書

2026



杉並区立東原中学校



創立記念日 10月2日

教育目標

自他の生命を尊び、心身の健康と豊かな人間性を養い、生涯を通して「学びながら自分を伸ばしていく」ための基礎となる力を育成するために、つぎの目標を設定する。

自主

すすんで学び、
自ら考える人になろう

感性

感性豊かな心を持ち、
たくましく生きる人になろう

共生

共生互いを尊重し、
共に高め合う人になろう

この生徒証明書の取り扱いについて

- ・ この証明書は、本校生徒としての身分を証明するものですから大切に、いつも携帯すること。
- ・ この証明書を紛失したときは担任へ届け、再交付をうけること。

— も く じ —

1. 校 歌……………前見返	13. 国民の祝日
2. 教育目標…………… 〃	カレンダー
3. この手帳の取扱について…… 2	年間行事予定
4. 校名・校章・校歌の由来…… 3	日 記
5. 学校の沿革概要…………… 4	連 絡 欄
6. 学校生活の約束…………… 8	時 程 表
7. 生徒会規約……………11	時 間 割 表
8. 役員選挙規定……………15	14. 私服証明書
9. 組 織 図……………18	
10. 図書室のきまり……………19	
11. 昼休みの校庭・体育館の使用について 21	
12. 非常避難のきまり……………22	

校名・校章・校歌の由来

【校名】

東原というのは、この地域の古い地名である。本校の創立者たちは、東原という文字の由来を考え、本校の限りない発展を願って、この地名をとって校名とした。すなわち「東」という文字は、朝日が地平線から昇って木にかかる姿を、「原」という文字は、岩かげから湧き出る泉の姿を形どったもので、地に、大自然が生き生きと発展していく姿を表している。

【校章】

中央に杉木立ちを通して見た太陽をすえて「東」をあらわし、周囲には木立ちと朝顔の青葉をすえて「原」をあらわしている。朝日と青春



東原中学校校章の由来（5周年記念誌より）

のデザインは、それ自体清新～躍進の気風をあらわすものである。そして、朝日は自主の清新を、三方に伸びた青葉は、教育目標に示す三つの願いを表している。

【校歌】

本校の校歌は、専門の詩人・作曲家に依頼したものでなく、広く地域・保護者・教職員・生徒に呼びかけて公募したものをもとにして作ったものである。作詞・作曲の主体が「東原PTS」と記されているのは、これが保護者・教職員・生徒の共同の作品であることをあらわしている。

学校の沿革

- 昭 24. 4. 1 本校設立告示 三輪正明校長就任
(初代)
4. 5 杉並区第九小学校講堂で開校式
生徒数 95 学級 2 職員 5
5. 11 徽章制定
5. 15 P T A 結成
6. 1 校章制定
10. 9 第 1 回運動会実施
25. 3. 4 校舎建設用地 (天沼 3-903) 買収
8. 31 第 1 期校舎完成 8 教室
9. 1 新校舎へ移転
26. 3. 13 第 1 期増築工事完成 4 教室
9. 19 校歌制定
27. 10. 1 田中卓次校長就任 (第 2 代)
29. 3. 15 第 2 期増築工事完了
10. 1 創立 5 周年記念式典挙行
30. 7. 21 プール落成
10. 1 人見弘行校長就任 (第 3 代)
31. 1. 27 第 3 期工事完了
34. 4. 1 松田希平校長就任 (第 4 代)
9. 3 開校記念日制定 (10 月 2 日)
10. 30 創立 10 周年記念式典挙行
35. 5. 27 第 4 期工事完了
37. 4. 27 体育館完成
40. 4. 1 鈴木荘太郎校長就任 (第 5 代)
42. 4. 1 関谷孝三校長就任 (第 6 代)

43. 7. 22 第1期鉄筋校舎改築工事完了
 10. 28 完全給食開始
44. 11. 9 創立20周年記念式典挙行
45. 4. 1 藤井亨蔵校長就任(第7代)
46. 4. 1 新入生より私服が廃止される
 11. 20 第2期鉄筋校舎改築工事完了
47. 2. 1 嶋田進校長就任(第8代)
50. 3. 30 特別教室棟(第2校舎)建設工事完了
 4. 1 小松喜一校長就任(第9代)
54. 4. 1 青山昭二郎校長就任(第10代)
 9. 29 創立30周年記念式典挙行
56. 3. 26 特別教室棟(第3校舎)新築工事完了
59. 4. 1 佐野貞雄校長就任(第11代)
61. 3. 3 体育館舞台完成
62. 4. 1 篠原舜三校長就任(第12代)
- 平元 4. 1 明庭遼校長就任(第13代)
 9. 30 創立40周年記念式典挙行
3. 3. 31 コンピュータ室・教育相談室完成
4. 3. 31 給食調理室改善工事完了
 4. 1 青木尚二校長就任(第14代)
5. 4. 1 教育目標変更
7. 4. 1 田中義臣校長就任(第15代)
8. 3. 26 学校防災倉庫設置・備蓄品収納完了
 10. 20 給食用冷凍冷蔵庫設置
9. 4. 1 阪田信子校長就任(第16代)
10. 10. 31 第1回合唱祭実施

- 11. 4. 1 教育目標変更
- 11. 6 創立 50 周年記念式典挙行
- 12. 18 第 1 回クリーン作戦実施
- 13. 1. 15 コンピュータ室、インターネット
接続工事完了
- 4. 1 平井正紘校長就任（第 17 代）
- 14. 3. 20 プール改修工事完了
- 19. 3. 31 第 1 校舎屋上緑化工事完了
- 4. 1 関戸敏和校長就任（第 18 代）
- 8. 31 校舎外壁補修工事完了
- 21. 4. 7 校歌をア・カペラ混声四部合唱で
歌い始める
- 22. 1. 22 創立 60 周年記念式典挙行
- 8. 31 校庭改修工事完了
- 23. 5. 普通教室空調工事完了
- 25. 4. 1 渡辺宏校長就任（第 19 代）
- 令元. 4. 1 小松進一校長就任（第 20 代）
- 11. 13 創立 70 周年を祝う会実施
- 2. 8. 31 体育館空調工事完了
- 5. 4. 1 岩本真由美校長就任（第 21 代）
- 7. 4. 1 鳥居夕子校長就任（第 22 代）

学 校 の 概 要

- 創立……………昭和 24 年 4 月 1 日設立告示
(開校記念日 10 月 2 日)
- 創立以来の卒業生
……………11,491 名 (2026 年 3 月 31 日)
- 規模 校 地……………13,194 m²
校 舎……………5,564 【第 1 校舎…2,544 m²・
第 2 校舎…1,741 m²・第 3 校舎
…1,269 m²】
教室数……………普通教室 18 教室
特別教室 11 教室
体育館……………873 m²
プール……………25m×10m (6 コース)

～学校生活の約束～

『自由』と『責任』

～この校風を大切にし、みんなで力を
合わせてよりよい東原中学校を創ろう！

I. 時間を大切にしよう

①遅刻をしない

- ・5分前行動を意識しよう。

朝は8時25分から朝読書および朝鑑賞に取り組んでいます。

②教室移動を素早くし、チャイム前着席を守ろう

- ・次の時間の準備をして、意欲的に授業に取り組もう。

③下校時刻を守ろう

- ・用もないのに、いつまでも校内に残っているのはやめよう。

II. 中学生としての自覚を持ち、それにふさわしい行動を身につけよう

①バッジをつけよう

- ・東原中学校生のシンボルであるバッジを左胸にしっかりつけよう。

②上履きに記名をし、きちんと履こう

- ・つま先とかかたとに名前を書こう。
- ・ケガを防ぐために、かかとをつぶさずに履こう。

③中学生らしい服装・頭髪をしよう

- ・時と場合に応じた服装・頭髪をしよう。

- ・何が中学生らしいかは自分で考えるとともに、周りの人の意見を聞こう。

④職員室でのマナーを守ろう

- ・カバン・コートなどは廊下に置く。
- ・出入り口の挨拶、用件の伝え方、言葉づかいなどをしっかりしよう。

⑤学校生活に必要な物を持ち込まない

- ・スマートフォン・電子機器・お菓子類・マンガ・雑誌・必要のないお金など

⑥登校したら原則として外に出ない

- ・忘れ物は家の方に届けてもらうか、下校時刻後に帰ってから再登校で来る。

⑦他の教室への出入りは原則としてしない

III. みんなで使う物・場所は大切にしよう

①教室環境を整備しよう

- ・毎日の清掃活動を中心に、環境美化につとめよう。

②公共物を大切に取り扱いおう

- ・みんなのものをマナーを守って大切に使う。
- ・机・イスもみんなのものであります。きれいに使いましょう。

③部活動や体育で使う更衣室をきれいにしよう

④上下履きの区別をしよう

⑤登下校で使う校門・通学路を守ろう

- ・午後4時を過ぎると南門は閉鎖されます。その後は北門を使用します。

IV. 年度のはじめに心がけてほしいこと

- ①時間を大切にしよう
- ②あいさつをきちんとしよう
- ③人の話をしっかり聞こう
- ④友人を大切にしよう
- ⑤服装・身だしなみを整えよう
- ⑥学習・諸活動に積極的に取り組もう

V. あいさつを大切にしよう

お互いを理解し合うために、次のあいさつをしっかりとしよう。

おはよう……………出会いのあいさつ

ありがとう……………感謝のあいさつ

ごめんね……………謝罪のあいさつ

いいね……………称讃のあいさつ

そうだね……………共感のあいさつ

一緒にやろう…誘いのあいさつ

さようなら……………別れのあいさつ

平成 25 年度前期学校委員会より

生徒会規約

第1章 会の名前と目的

第1条 本会は東京都杉並区立東原中学校生徒会とする。

第2条 本会は会員互いの自主的な協力と活動によって、学校生活の改善と充実をはかり進んで校風の向上につとめ、よりよき社会人となることを目的とする。

第2章 会 員

第3条 本会は東京都杉並区立東原中学校生徒を会員とする。

第3章 組織と任務

第4条 本会は役員を会員の投票によって、男女問わず役職ごとに以下に示す人数選出する。

1. 会長 1名、
2. 副会長 1名、
3. 書記 2名、
4. 庶務 2名

第5条 役員は下記のとおりにする。

1. 会長 会長は生徒を代表し、生徒総会、学校委員会その他を召集し生徒会全般の運営にあたる。
2. 副会長 副会長は会長を助け会長が不在のときは、その任務を代わって行なう。
3. 書記 書記は生徒会の記録、資料の作成を

行なう。

4. 庶務 庶務は他の役員を補佐する。

第6条 本会の目的達成のため次の組織で運営する。

1. 生徒総会
2. 学校委員会
3. 役員会
4. 各委員会
5. 学級会
6. 部活動集会
7. その他

第7条 生徒総会は最高議決機関であり、下記事項を審議・議決する。

1. 役員承認、
2. 規約の改正、
3. 会の活動報告、
4. その他

第8条 学校委員会は代行議決機関であって本会の役員全員、各学級の代表各1名、各委員会の代表から構成され月に1回開き下記事項を討議し決定する。なお必要ある時は臨時に開くこともできる。

1. 役員会及び各委員会から提出された学校全般の問題、
2. 学校行事に関する問題、
3. 生徒総会の運営に関する事、
4. 学級・部活動の問題、
5. その他

第9条 役員会は本会の役員によって構成され、生徒会全般の運営、学校委員会への議案、日常生活活動についてなどを討議する。

第10条 各委員会は学級より選出された委員で構成され、下記委員会を常置する。

1. 整美委員会、
 2. 保健給食委員会、
 3. 図書委員会、
 4. 放送委員会。
- その他臨時に設けることもある。

第 11 条 各委員会は委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 2 名をおき月に 1 回を定期として定例会をもつ。なお、必要のあるときは臨時に開くこともできる。

第 12 条 学級会は生徒会のもととなるもので会員は学級全般に関する諸問題を十分に討議する。なお毎期代表委員（男女各 1 名）、各専門委員（男女各 1 名）を互選する。なお、各委員会において活動状況により特別の事情あるときは、この限りではない。

第 13 条 部活動は趣味を同じくするもので構成され会員はその意志により入部することができる。また部活動には部長 1 名、副部長 1 名をおく。部活動の細部は内規に定める。

第 14 条 学級代表委員会は学年別に各学級の代表男女各 1 名によって構成され月に 1 回定例として開き、下記の事項を討議し決定する。

1. 学級、学年等の諸問題、
 2. 学年、学校行事に関すること、
 3. その他
- なお、必要あるときは臨時に開くこともできる。

第 4 章 補 則

第 15 条 この規約は学校委員会で審議をし、学校委員会の定数の 3 分の 2 以上の賛成を得たのち生徒総会において 3 分の 2 以上の賛成を得て改正することができる。

第 16 条 本会のすべての会議はそれぞれ定数の 3 分の 2 以上の出席によって成立し、出席者の過

半数の支持を得て可決する。

第 17 条 本会の活動は全て顧問教師の助言をうけ、

学校長の承認を得て活動する。

第 18 条 この規約の 1 期間とは原則として毎年 4 月 1 日から 9 月末までを前期、10 月 1 日から 4 月末日までを後期とする。但し、役員会は、10 月 1 日から翌年 9 月末日までの一年間を通して活動する。尚、次の役員・委員が決定するまでは、旧役員・旧委員がその職務を果たす。

第 19 条 この規約は令和元年 10 月 8 日より施行する。

役員選挙規定

第1章 総 則

第1条 この規定は会則第4条に定める役員選挙に適用する。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙事務を処理するため選挙管理委員会を設ける。

第3条 この会は各学級より1名ずつ選ばれた選挙管理委員によって構成する。委員は、選挙の都度選出し、任期は選挙投票日の3週間前より、選挙事務の終了までとする。但し必要があれば再選挙についてもその職務を果たす。委員は、活動の妨げとならない限り、他の委員会の委員と兼任することができる。尚、選挙管理委員となった時点で、被選挙権は停止される。

第4条 この会の委員長は委員の互選により決定する。

第5条 次の各事項の他選挙に関する一切の事項を行なう。

- | | |
|------------|--------------|
| ア 選挙の公示 | イ 立候補者の受付と発表 |
| ウ 立合演説会の開催 | エ 選挙結果の処理 |
| オ 選挙運動の指導 | |

第6条 選挙公示日は、場合に応じて適切な日に定める

第3章 候補者

第7条 候補者は次のように決定する。

ア 自主的に立候補した者

イ 各学級、部活動、各委員会から推せんされた者

第8条 立候補届は選挙管理委員会の定める日までに提出

第9条 選挙運動は届出日から投票日までとし、選挙管理委員会の定めた方法による。

第4章 選挙

第10条 投票は直接連記無記名投票とする。立候補者が定数以下のときは信任投票を行ない、後日再選挙を行なう。

第11条 開票は当日中に行ない、その結果を公示する。開票中は選挙管理委員以外の者の立入りを禁止する。

第12条 次の投票は無効とする。

ア 正規の投票用紙を用いないもの

イ 定員を越えて投票したもの

ウ だれに投票したか解らないもの

エ 投票用紙に指定された事項を守らないもの

第13条 次の者を当選とする。

ア 男女問わず役職ごとの上位得票者。ただし、最下位当選者が2名以上のときは選挙管理委員会の下に抽選によって決める。

イ 信任投票の場合、信任投票数が有効票数の

半数を越えたとき。

第14条 当選者につぐ得票のあった者を次点者とする。ただし、有効得票数を立候補者数で除した数の半数未満の場合は次点者としなない。

第15条 任期開始後2ヶ月以内に役員に欠員が生じたときには、次点者を役員とする。

第5章 再選挙

第16条 再選挙は次のときに行なう。

ア 信任投票で信任投票数が有効投票数の過半数に達しないとき。

イ 任期開始後2ヶ月を越えてから役員に欠員が生じたとき。

ウ 任期開始後2ヶ月以内に役員に欠員が生じて次点者がいないとき。

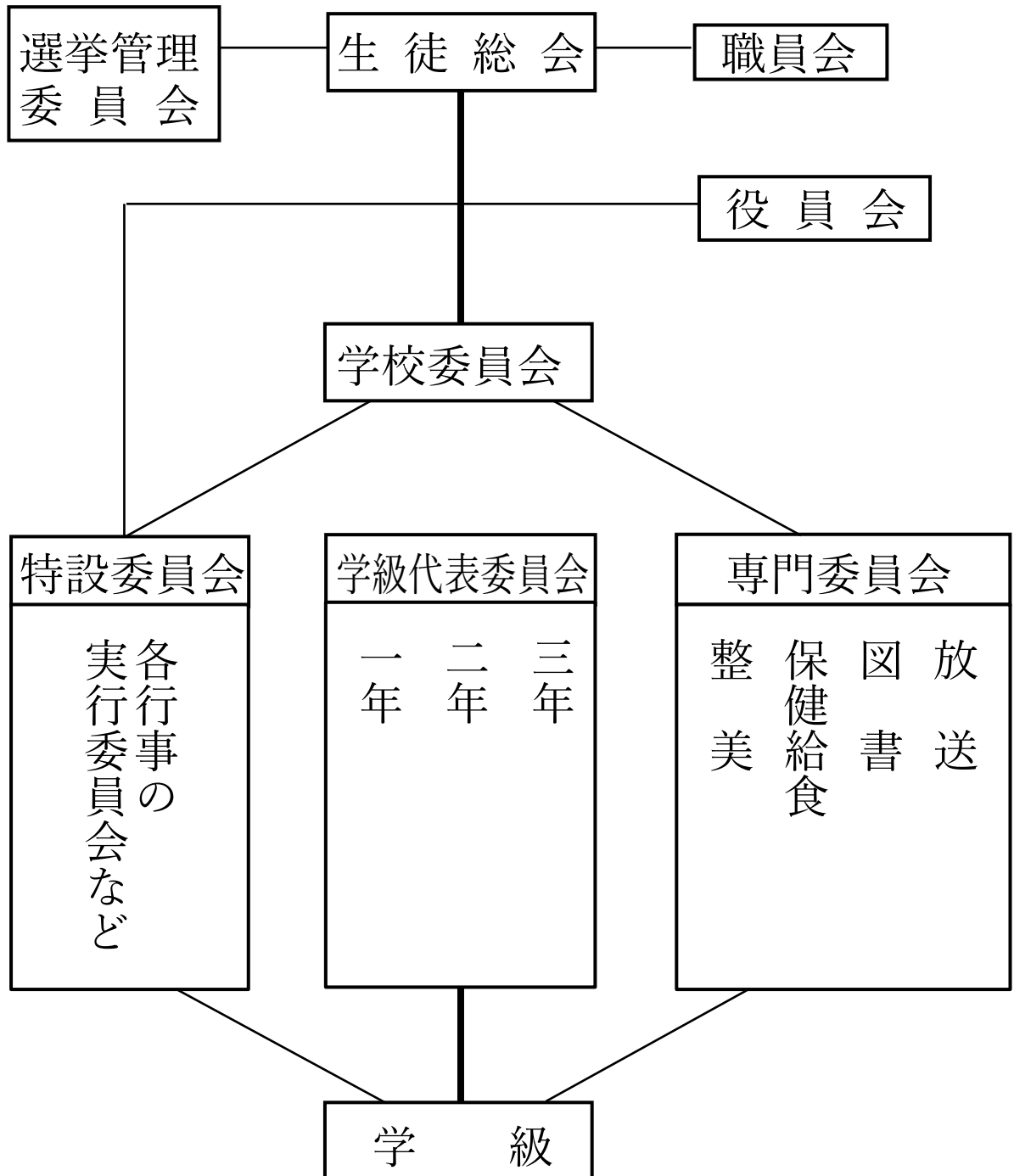
第6章 改正

第17条 この規定の改正は学校委員会の審議を経て総会の承認を必要とする。

第7章 附則

第18条 この規定は平成25年4月1日より施行する

生徒会組織図



図書館のきまり

東原中学校の図書館はみんなの図書館です。次のきまりを守り利用して下さい。

1. 開館の日時

◎平日は月曜から金曜までの昼休み及び放課後に図書館を開いています。

◎その他の臨時開館の日時についてはそのつど事前に発表します。

2. 閲覧について

(1) 閲覧室内では

◎閲覧室内で図書を読む時は自由に棚から出して読んで下さい。又読み終わったら元の棚に元通りに必ず返して下さい。

◎室内に掲示したいろいろな注意を守って下さい。

◎授業中に図書を利用して勉強する時は教科の先生の指示に従って閲覧室内で図書を利用して下さい。

◎閲覧室内では図書委員や学校司書の指示に従って下さい。

◎司書室には入室しないで下さい。

(2) 館外の持出しは

◎家に持ち帰りたい人は、カウンターでバーコードの読み取りを行うと持ち帰ることができます。

◎貸出しは5冊までとし、期限は貸出しの日を含めて原則として2週間とします。漫画の貸し出しはしません。

- ◎ 図書は図書館また職員室前にある「本の返却ポスト」に確実に返却して定められた手続きを必ずすませて下さい。
- ◎ 借りた本は他人に貸さないで下さい。

昼休みの校庭・体育館の使用について

1. 校庭の使用について

- ①校庭ではサッカー、バレー、バスケットボールができます。
- ②バレーボールは絶対にけらないうで下さい。
- ③サッカーをするときには、スパイクをはかないで下さい。

2. 体育館の使用について

- ①体育館で使用できるボールは、バスケットボールとバレーボールのみです。使用の際には、絶対にけらないうにして下さい。
- ②体育館を使用できる学年は、その日の数を3で割って、余りが1の時＝1年生 2の時＝2年生 0の時＝3年生です。

注意！ 1日は1年生、2日は2年生、3日は3年生が使用できます。例えば

$$15 \text{ 日は } 15 \div 3 = 5$$

あまり0なので3年生が使用

$$22 \text{ 日は } 22 \div 3 = 7$$

あまり1なので1年生が使用

- ③体育館を使用できる学年が行事などでいない場合は、他学年が使用できます。

－生徒会役員会－

「非常避難のきまり」

1. 災害発生連絡

放送、連呼、火災報知ブザー

2. 避難場所

校庭

3. 退 避

- (ア) 非常の連絡があったら、すべての活動を中止し、黙って非常連絡の内容を聞く。
- (イ) 教科担任の指示にしたがって、上ばきのまま、何ももたずに静かに避難場所へ移動する。
- (ウ) 階段は、後から合流する場合は外側（壁側）を降りる。
- (エ) 校庭に出たら南門前まで走りながら、出席番号順に2列に並ぶ。
- (オ) 避難場所では教科担任が人員点呼をし、本部(副校長)に報告する。

時 程 表	
	普通授業（50分）
予 鈴	8 : 2 5
朝読書・朝鑑賞	8 : 2 5 ~ 8 : 3 5
朝 学 活	8 : 3 5 ~ 8 : 4 0
1 校時	8 : 5 0 ~ 9 : 4 0
2 校時	9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0
3 校時	1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 4 0
4 校時	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0
給 食	1 2 : 4 0 ~ 1 3 : 1 0
昼休み	1 3 : 1 0 ~ 1 3 : 3 0
5 校時	1 3 : 3 5 ~ 1 4 : 2 5
学 活	1 4 : 2 5 ~ 1 4 : 3 5
清 掃	1 4 : 3 5 ~ 1 4 : 4 5
〈6時間授業〉	
6 校時	1 4 : 3 5 ~ 1 5 : 2 5
学活	1 5 : 2 5 ~ 1 5 : 3 5
清掃	1 5 : 3 5 ~ 1 5 : 4 5

※下校時刻については、別に定める。

時 程 表 B	
	短縮授業（45分）
予 鈴	8 : 2 5
朝読書・朝鑑賞	8 : 2 5 ~ 8 : 3 5
学 活	8 : 3 5 ~ 8 : 4 0
1校時	8 : 5 0 ~ 9 : 3 5
2校時	9 : 4 5 ~ 1 0 : 3 0
3校時	1 0 : 4 0 ~ 1 1 : 2 5
4校時	1 1 : 3 5 ~ 1 2 : 2 0
給 食	1 2 : 2 0 ~ 1 2 : 5 0
学 活	1 2 : 5 0 ~ 1 3 : 0 0
清 掃	1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 1 0
〈5時間授業〉	
昼休み	1 2 : 5 0 ~ 1 3 : 1 0
5校時	1 3 : 1 5 ~ 1 4 : 0 0
学 活	1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 1 0
清 掃	1 4 : 1 0 ~ 1 4 : 2 0
〈6時間授業〉	
6校時	1 4 : 1 0 ~ 1 4 : 5 5
学活	1 4 : 5 5 ~ 1 5 : 0 5
清掃	1 5 : 0 5 ~ 1 5 : 1 5

※下校時刻については、別に定める。